| | | |
|---|---|---|
| 5　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | |
| | 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | 国籍 | |
| | 職業又は営んでいる事業の内容 | |
| | 資本金 | |
| | 届出者との関係 | |
| | 数量 | 個 |
| | 議決権比率 | % |
| 6　その他の事項 | | |

| | |
|---|---|
| 届出受理年月日及び受理番号 | |

1　財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

| 事項 | 年月日及び記名押印 |
|---|---|
| 本届出に係る行為は、<br>年　月　日から<br>行うことができる。 | |

（記入要領）

1　代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。

2　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

3　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「6　その他の事項」欄に記入すること。

4　「1　発行会社」欄中「(4)　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「2　受任しようとする議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「受任後の議決権比率」及び「5　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権